

自動車の所有権解除（ローン完済後、所有者を販売会社から現使用者に変更する）

所有者であるディーラーや信販会社に請求するもの

1	印鑑証明書 （有効期間発行後3ヶ月以内）	ローン完済時に送られてきた書類等に、請求方法などが詳しく書いてありますのであらかじめ請求し取り寄せてください。信販会社によっては運輸支局内の信販会社事務所でもらうことができます。 ローン完済時に送られてきた書類等がない場合は、所有者となっている会社に直接問い合わせてください。
2	譲渡証明書	
3	委任状	

新所有者が用意するもの

1	自動車検査証 （有効期限内のもの、車検切れは不可）
2	印鑑証明書 （発行後3ヶ月以内）
3	実印 （新所有者本人が直接申請する場合は持参すること）
4	委任状 （実印を押印、代理人が申請する場合）

5	引越しなどで車検証記載の住所と現住所が異なっている場合に必要 ①使用者の住所のつながりが証明できる書類 a. 個人の場合 ・住所のつながりが証明できる住民票（発行後3ヶ月以内）なお住民票のみで住所のつながりが証明できない場合は、住所のつながりが証明できる住民票の除票、戸籍の附表も必要 b. 法人の場合 ・住所のつながりが証明できる登記簿謄本または登記事項証明書（発行後3ヶ月以内） なお登記簿謄本または登記事項証明書のみで住所のつながりが証明できない場合は、住所のつながりが証明できる閉鎖謄本や登記事項証明書も必要。 ②自動車保管場所証明書（いわゆる車庫証明） ③字光式番号標交付願（管轄変更などでナンバープレートが変更になり、字光式ナンバープレートの場合必要）
---	---

6	運輸支局（登録事務所）で用意するもの ① 申請用紙（第1号様式）30円～40円 売店で購入 （旧所有者が合併や買収などで変更している場合は2枚以上必要な場合があります。相談窓口で確認してください） ② 手数料納付書 無料 窓口等で配布 ③ 検査登録印紙 500円 売店で購入 （旧所有者が合併や買収などで変更している場合は1000円以上必要な場合があります。相談窓口で確認してください） ④ 自動車税申告書 無料 自動車税事務所で配布
---	--